



Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書

Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書

本契約書は Android アプリケーションの扱いに関し、 Clickteam Fusion 2.5 標準のランタイム配布許諾契約に代わるものです。

ユーザーが作成した Android アプリケーションを配布するには、 Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書への同意が必要です。

本契約書の一部の条項は、お使いの Clickteam Fusion 2.5 のバージョン (Standard 版または Developer 版) により異なります。お使いのバージョンに該当する項目をお読みください。それらの項目には、「Standard 版のみ」、「Developer 版のみ」と記載しております。

Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書は、ユーザーに Clickteam Fusion 2.5 および Android Exporter を使用して作成したアプリケーションの公開、配布を許諾する法的な契約書です。

Standard 版のみ: 本契約書には、あなたが作成したアプリケーションに関する必要事項が含まれています。

ロゴの追加 (Standard 版のみ)

作成したアプリケーションを配付する場合、ユーザーはアプリケーションのイントロ画面、エンディング画面またはクレジット画面に「Made with Clickteam Fusion 2.5」のロゴを追加しなければなりません。

MadeWithMMF2.png ファイルは Clickteam Fusion 2.5 Data/Runtime/Android フォルダにあります。

Clickteam Fusion 2.5 Developer をお使いの場合、このロゴを追加する必要はありません。

Runtime player を配布するために、アプリケーションが満たさねばならない基準はありますか？

ありません。 Clickteam はユーザーが開発した製品の配布について制限することはありません。

Standard 版のみ: 場合によっては Clickteam が「Made with Clickteam Fusion 2.5」のロゴ使用を拒否することもあります。

作成したアプリケーションを Clickteam に送付して承認を受ける必要がありますか？

いいえ、その必要はありません。 Clickteam Fusion 2.5 でロゴを含めて (Standard 版のみ) アプリケーションをビルドしたら、すぐに配布を開始してしまいません。 Clickteam Fusion 2.5 Android Exporter で作成したアプリやゲームをリリースした際にご一報いただければ大変嬉しく思います。

Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書

ライセンサーは "Clickteam Fusion 2.5" および Android Exporter の製品版を購入、所有しているものとします。

Clickteam Fusion 2.5 のチュートリアルや、サンプル、ガイドは下記のウェブサイトでご紹介しています。

ウェブサイト: <http://www.Clickteam.jp> / **コミュニティ** (英語): <http://community.clickteam.com>



Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書

当事者

- (1) ライセンサー (ライセンス許諾者): 43 rue Taitbout, 75009 PARIS, FRANCE に主たる事業所を置く Clickteam (およびその子会社、代理人、相続人、譲渡人を含む)。
- (2) ライセンシー (ライセンス被許諾者): 本契約を履行する当事者。

備考

- A. 本契約はライセンサーによりライセンシーに発行されているソフトウェア使用許諾契約書を補完、修正する。
- B. ライセンシーは、商用またはフリーウェアアプリケーションとしてライセンシーが公開、利用を希望する Android アプリケーションを開発している。
- C. ライセンサーは本契約書に定める条件に従い、ライセンシーにアプリケーションの利用を許諾する意思がある。

条項

1. 定義

- 1.1 「ランタイム」 とは、ソフトウェアがインストールされていないコンピュータ上でアプリケーションを実行するために必要なソフトウェアの一部を指します。
- 1.2 「アプリケーション」 とは Clickteam Fusion 2.5 を使用してビルドされた Android ファイルすべてを指します。
- 1.3 「ロゴ」 とは、ライセンサーにより指定される形式での 「Made With Clickteam Fusion 2.5」 のロゴを指します。

2. 許諾

- 2.1 ライセンサーは、本契約書の条件に従い、ランタイムのオブジェクトコードコピーをアプリケーション内に組み込み、アプリケーションをコピー、配布、表示、実行するための非独占的、譲渡不可で恒久的、ワールドワイドでロイヤリティフリーのライセンスをライセンシーに許諾します。
- 2.2 ライセンシーはアプリケーションの一部である場合を除き、ランタイム（またはその一部）を複製、配布、表示、実行してはなりません。

3. ライセンシーの誓約と補償

- 3.1 ライセンシーは作成したアプリケーションのマーケティングプロモーションや配布に起因するすべての費用、申し立て、訴訟、要望を補償し、ライセンサーを保護するものとします。

4. ライセンサーの責任の限定

- 4.1 ライセンサーはアプリケーションの品質について一切の責任を負わないものとし、責任はすべてライセンシーが負うものとします。
- 4.2 ソフトウェアを評価し、ライセンシーが適切と判断する使用法に限定してソフトウェアを使用することはライセンシーの責任において行うものとし、ライセンサーはアプリケーションの作成におけるソフトウェアの効率性について一切の責任を負わないものとします。

5. ロゴの表示 (Standard 版のみ)

Clickteam Fusion 2.5 Developer をお使いの場合は、本項を無視してください。

- 5.1 ライセンシーは作成したアプリケーションのイントロ画面、エンディング画面またはクレジット画面にロゴを含めることに同意するものとします。

Clickteam Fusion 2.5 のチュートリアルや、サンプル、ガイドは下記のウェブサイトでご紹介しています。

ウェブサイト: <http://www.Clickteam.jp> / コミュニティ (英語): <http://community.clickteam.com>



Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書

5.2 ライセンサーは、本契約書によって、アプリケーションの全コピーおよびアプリケーションの商業的宣伝に使用するためのすべてのマーケティング資料にロゴを使用するための非独占的、譲渡不可で恒久的、ワールドワイドでロイヤリティフリーのライセンスをライセンシーに許諾します。

6. 契約の終了

6.1 ライセンシーはランタイムを含むアプリケーションの配布を中止することによって、いつでも本契約を終了することができます。

6.2 ライセンサーは、ライセンサーが本契約の条項の履行を著しく怠り、ライセンサーがライセンシーにかかる不履行の通知を行ってから 30 日以内にライセンシーが不履行（改善可能であるか否かを問わず）を改善しない場合、本契約を解除することができます。

7. 全般

1. 本契約でライセンシーに許諾されるライセンスはライセンサー個人に許諾されるものであり、ライセンシーはライセンサーの事前の書面による同意なく、本契約（または本契約で許諾される権利）を第三者に譲渡したり、サブライセンスしてはなりません。

2. 本契約にはフランス国法が適用され、本契約の当事者はフランス国内の裁判所の専属管轄権に従うものとします。

スケジュール A

Clickteam Fusion 2.5 Developer をお使いの場合は、本項を無視してください。

MADE WITH Clickteam Fusion 2.5 ロゴの使用に関するガイドライン (Standard 版のみ)

- Clickteam の商標は Clickteam の貴重な財産です。 このような財産の価値を保護するため、 Clickteam はそれらの使用法について管理、制限しなければなりません。 本ガイドラインは商標をユーザーに正しく使用してもらうために作成しているものです。 ユーザーが本ガイドラインに従わない場合、 Clickteam はユーザーの商標使用権を解除することができます。
- Clickteam は許可されたユーザーにロゴ画像を提供します。 この画像はいかなる場合も改変してはなりません。
- ユーザーが作成した製品が Clickteam の作成した製品であるかのような、また Clickteam またはロゴがユーザーが作成した製品の名前の一部であるかのような形でロゴを表示してはなりません。
- ロゴを表示する場合、 Clickteam のロゴをユーザーが作成した製品の名前、商標、ロゴ、商標名より大きく、目立つように表示してはなりません。
- ロゴを表示する場合、ロゴは単体で表示しなければなりません。 つまり、ロゴと他のオブジェクト（文字、写真、境界線、境界など）との間には最小限のスペースを空けて配置しなければなりません。 ロゴの周囲に最小限必要なスペースはロゴの高さの半分です。 例えば、ロゴの高さが 2cm ならば 1cm のスペースが必要になります。

Clickteam Fusion 2.5 のチュートリアルや、サンプル、ガイドは下記のウェブサイトで紹介しています。

ウェブサイト: <http://www.Clickteam.jp> / コミュニティ（英語）: <http://community.clickteam.com>



Clickteam Fusion 2.5 Android ランタイム配布許諾契約書

- ユーザーは、ロゴを他の要素（他のロゴ、文字、グラフィック、写真、スローガン、数字、デザイン要素または記号を含むがこれらに限定されない）と組み合わせて表示してはなりません。
- ロゴをユーザーが作成した製品、製品パッケージ、ドキュメント、カタログ、広告のデザイン要素として使用してはなりません。

アプリケーションの起動画面、エンディング画面またはクレジット画面に 「Made with Clickteam Fusion 2.5」 のロゴを追加しなければなりません。

位置：ロゴは画面のどの位置にも配置することができます。

サイズ：ロゴはオリジナルのサイズを変更せずに使用しなければなりません。

色：背景色の指定はありません。

Clickteam Fusion 2.5 のチュートリアルや、サンプル、ガイドは下記のウェブサイトでご紹介しています。

ウェブサイト: <http://www.Clickteam.jp> / **コミュニティ** (英語): <http://community.clickteam.com>